

(9 4 . 1 1 . 1 4 厚生省保険医療局企画課より回答越したもの)

(問) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案の適用について、属地主義をとり、国外居住者を対象としていないのはなぜか。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案(以下「新法」という。)は、現在の原爆二法と同様に、社会保障給付制度としての側面と結果責任に基づく国家補償としての側面を併せ持った性格の立法案であるが、

1. 社会保障法は、長期の保険料納付の結果として受給権が得られる年金制度などを除き、それを制定する主体である国の権限の及ぶ地域に効力を有し、その地域に効力の限界を有するが、新法に基づく給付は、拠出を要件とせず、主として公の財源により行われる制度であることから、これに当たるものであること。
2. また、結果責任に基づく国家補償としての性格に着目した場合、どのような場合にどれだけの保障を行うかは、法制的には個別の立法により規定されるものであり、他の一般戦災者との均衡や財源の制約等を勘案して国外居住者に対する給付を行わないことも、立法府の合理的な裁量の範囲内であると考えられること。

から、国外居住者を対象としていないものである。